



#04

憲法と9条が生まれた歴史(後編)

今回伝えたいこと

- 制定当時の憲法9条は理想ではなく現実だった
- 改憲論は元々、戦前体制復活とセットで唱えられた

前回は、日本国憲法が成立するまでの歴史の概要をご紹介しました。今回は、憲法が成立した時代状況や、その後の経緯を見ていきます。

まず、憲法ができた1946年～1947年当時、戦争終結によって武装解除されていたため、日本の軍勢力は存在しませんでした。憲法制定から1950年までの間、憲法9条は「理想」ではなく「現実」だったのです。また、敗戦直後の政党や民間の憲法草案のほとんどに軍備規定がなかったように、この時期の日本では戦争放棄が支配的な雰囲気でした。

しかし、その後に冷戦が激化すると、アメリカは日本を東アジアにおける米軍基地の「置き場」にするために、非武装から再軍備へと占領政策を転換しました。決定的だったのは1950年6月の朝鮮戦争の勃発で、その直後の1950年8月、GHQは日本政府へ警察予備隊（自衛隊の前身）の創設を命じます。

そして、1951年9月、日本はサンフランシスコ講和条約（1952年4月発効）を締結して国際社会に復帰すると同時に、旧日米安全保障条約を締結してアメリカに基地を提供することになりました。

1950年代には、公職追放から復帰した保守政治家などが

ら、改憲論が唱えられるようになりました。1954年11月に公表された自由党憲法調査会（会長・岸信介）の改正案要綱は、9条改正による再軍備だけでなく、言論・出版の自由や男女平等、労働権などの基本的人権の見直しや、天皇の「元首」化、都道府県知事の公選制の廃止など、極めて復古的な内容でした。1950年代の改憲論は、9条

だけの問題ではなく、日本の戦前体制を復活させるかどうかという問題だったのです。また、当時の保守政治家は、具体的な安全保障論からではなく、「日本民族の誇り」といった復古的な国民道徳論から再軍備を唱えていました。

しかし、戦前回帰の改憲論に国民の多くは賛同せず、国政選挙で改憲派が3分の2超の議席を得ることはできませんでした。そして、戦前体制復活のための改憲への反対が広まる中で、9条が日本国憲法や民主主義擁護のシンボルになってい

きました。1960年の安保条約改定反対運動（60年安保）では、改憲論者の岸信介首相が退陣に追い込まれ、次の池田勇人首相は憲法改正の棚上げを明言せざるを得ませんでした。

こうして日本国憲法に基づく日本国の体制は、1960年頃までに国民の支持が固まり、定着することになりました。



いま国会は

財源裏付けなし
2年後どうなる？

7月30日、2027年度予算概算要求基準が閣議で了承され、秋の臨時国会から予算編成にかかる審議が始まります。

高市内閣が設置して、消費税減税を議論した社会保障国民会議では意見がまとまらず、7月30日に高市首相が「決断」し、2027年4月から2年間、食料品の消費税を1%に引き下げ、1%相当分の給付と組み合わせて実質ゼロにすると表明しまし

た。しかし減税分10兆円の財源の裏付けは示されていません。国民会議に参加していた立憲、中道などからは、「意見が反映されていない」と批判続出。国民会議に参加しなかった共産党は「首相が決断してやるなら、なんのために国民会議をやったのか」と指摘しました。2年後に消費税率を元に戻せば“実質増税”になり、大混乱は必至です。（2026年9月16日 現在）

その権利は、 憲法に。

04

避難者の
『援助を受ける権利』

基本的人権を紹介します

日本は地震や水害、火山の噴火などが絶えない“災害大国”です。しかし避難所の光景が、数十年前からあまり変わっていないことに違和感を拭えません。例えば、相変わらず「体育館で雑魚寝」のスタイルで、冷暖房の完備もなく、プライバシー確保や妊産婦・障害者・高齢者への配慮が足りません。災害や紛争時の避難所について国際赤十字が提唱する最低基準（通称：スフィア基準）では、例えば「世帯ごとに十分に覆いのある生活空間を確保する」「1人あたり3.5㎡、覆いのある空間の確保」「最適な快適温度、換気と保護の提供」「トイレは20人に1つ以上。男女別」な

どで、その根底には「避難者は援助を受ける権利者」であり、その尊厳を保障しようという発想があります。日本は真逆で、政府も社会もいまだに避難者を「援助してあげる相手」ととらえているから「避難所の質の向上を求めるのはワガママ」という傾向があるように感じます。被災者にも「幸福追求権（憲法13条）」はもちろん、「生存権（憲法25条）」は保障されており、尊厳が保たれる避難所と安全な住まいと生活を国家に求めることは当然です。このような発想で避難所整備を進めるべきでしょう。



25条の動画はこちらから



KENPO Q&A



9条署名の「改憲案の起草委員会を設置しないこと」の「起草委員会」とは？

あなたの疑問をお寄せください

A

起草委員会は、改憲条文案作成のため憲法審に設置する機関です。自民・維新は連立政権合意書に、9条改憲と緊急事態条項創設のため「可及的速やかに、衆参両院の憲法審査会に条文起草委員会を常設する」と明記しました。しかし、改憲派の野党の中でも主張は一致せず「時期尚早」との反発も。参議院の自民でも慎重論があり、第221回特別国会で起草委員会は設置できませんでした。

9条改憲や緊急事態条項創設をさせないために、起草委員会設置も不要です。



ケンポ オスッ! 道場



私の推し条文

憲法 99 条 憲法尊重擁護義務

群馬保健企画 コアラ薬局高崎店
石立 真哉

長引く核保有大国による無法な戦争。日本は無様に媚びへつらうのではなく、したたかに抗ってほしい、理を持って話し合ってほしい。未来を、わが子と他の子とが徴兵されるような世界にしたいはありません。戦争に向かう流れを止めたいです。私は、民医連や労働組合の中で、憲法を学び、今まさに、憲法 99 条、憲法尊重擁護義務を強く訴えたいです。

政府が、憲法改正を訴え、憲法違反の法律制定や閣議決定。現政権に立憲主義はありません。自分にできることは微々たるものですが、子ども達に「パパ戦争止めてくるわ」と、ペンライトデモに参加したいと思います。



薬局前で